

## 児童手当の多子加算を受けるためには申請が必要です

子ども支援課 ☎048(473)1784

児童手当制度では、大学生年代の子（18歳を迎えた年度末経過後22歳を迎えた年度末までの子）は手当の支給対象にはなりません、多子加算を受ける際に子どもの人数のカウント対象となります。

### 児童手当の「多子加算」

児童手当の支給対象児童である0歳から高校生年代までの子（18歳を迎えた年度末までの子）で、第3子以降は多子加算（月額手当：30,000円）を受けることができます。

子どもの人数は、大学生年代の子から第1子としてカウントします。なお、大学生年代の子をカウント ▲市ホームページとして多子加算を受ける場合などは申請が必要となります。



#### 大学生年代の子をカウントした多子加算の例（3人の子どもを養育している場合）

##### 第1子

（大学生年代の子）

児童手当の支給対象ではありません。多子加算を受ける際に第1子としてカウントすることができます。

##### 第2子・第3子

（0歳から高校生年代までの子）

児童手当の支給対象児童です。第3子の支給対象児童は、多子加算を受けることができます。

### 申請が必要な世帯

多子加算の対象で次のいずれかに当てはまる世帯

- 令和8年4月に大学生年代の子となり、その子どもをカウントすることで多子加算の対象となる世帯
- カウント対象となっている大学生年代の子が、令和8年3月に短期大学や専門学校などを卒業する世帯

#### 申請書類 監護相当・生計費の負担についての確認書

- ▼①の場合は、児童手当額改定認定請求書の提出も必要となります。
- ▼現在、児童手当を受給している世帯には、令和8年3月に通知を送付しています。
- ▼申請書類は、市ホームページからもダウンロードできます。

#### 申請方法 4月16日（木）（必着）までに郵送または直接、子ども支援課へ

- ▼期限までに申請した場合、4月分以降の手当から多子加算が受けられます。
- ▼期限後の申請の場合、申請した日の属する月の翌月分からの加算となります。

## 市庁舎で受付できる子育て関連の手続きを拡大します

子ども支援課 ☎048(456)5362

これまで健康増進センターに限り手続きの受付を行っていた各申請や申込みについて、子ども支援課窓口（市役所1階）でも受付ができるようになりました。

手続き	事業
申請書の提出	ママサポあんしんタクシー事業補助金交付申請書、1か月児健康診査補助金交付申請書、産前・産後サポート事業利用申請書、低所得妊婦初回産科受診料補助金交付申請書兼請求書、妊婦健康診査等補助金交付申請書兼請求書、不育症治療費助成事業申請書、不妊検査費・不育症検査費助成申請書、定期予防接種実施依頼書交付申請書、定期予防接種費補助金交付申請書、妊婦支援給付金申請書、産後ケア事業利用登録申請書
事業の申込み	パパママ学級の申込み、離乳食教室（中期・後期）の申込み

▼各事業について詳しくは、健康増進センター[☎048(473)3811]へお問い合わせください。